

長期優良住宅の認定に係る技術的審査料金

【区分の範囲】 法第6条第1項のうち第3号を除く第1項第1号から第5号口まで
 (長期使用構造等評価+住戸面積・維持保全計画・資金計画)

単位:円

審査依頼の種別		戸建・共同住宅の別	
		戸建住宅	共同住宅等 (M : 戸数)
当センターに設計住宅 性能評価申請と同時に 申請をする場合	型式認定・製造者認証	5,000	5,000 + 1,000 × M
	上記以外	5,000	5,000 + 2,000 × M
単独で申請をする場合	型式認定・製造者認証	31,000	47,000 + 5,000 × M
	上記以外	39,000	60,000 + 12,000 × M

* 併用住宅は、共同住宅等の料金とする

* 計画変更の場合は、それぞれの金額の2分の1とする。(1,000円未満切捨て)